１１月は、「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

労働保険は働く皆さんを守ります。～労働者を一人でも雇ったら手続きを～

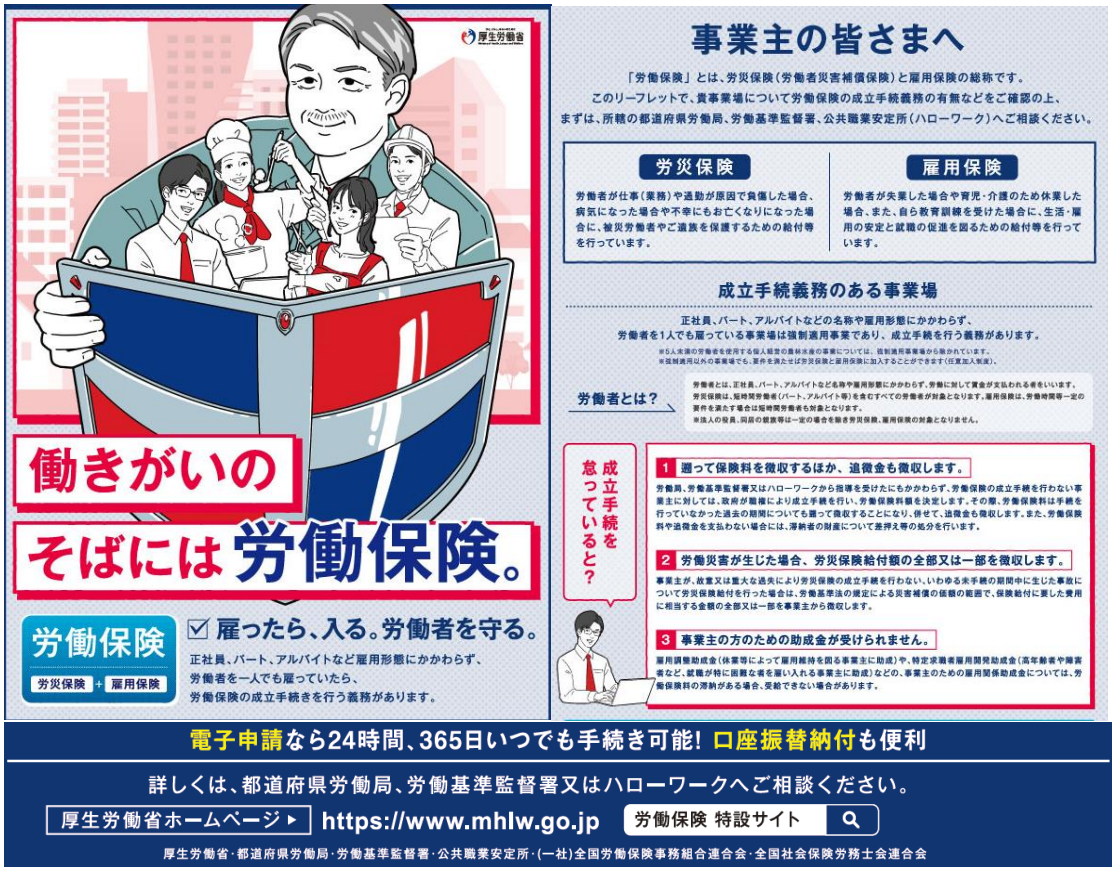

ご存知ですか

◆労働保険とは、労災保険と雇用保険をあわせた総称で、政府が管掌する強制保険制度です。

◆正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります。

◆労働保険の加入手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、手続きを怠っている事業主には、追加の徴収金が課せられる場合があります。

◆未手続事業場で労働災害が発生した場合、保険給付に要した費用を徴収されることがあります。

お気軽にご相談ください

◆労働保険に関するお問い合わせは、徳島労働局またはお近くの労働基準監督署及びハローワークへご相談ください。

◆徳島労働局へのお問い合わせは

〒770-0851 徳島市徳島町城内６番地６　徳島労働局総務部　労働保険徴収室
TEL　088-652-9143　FAX　088-624-0468